三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び鳴沢村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年二月二十六日

農林水産大臣　齋藤　健

○経済産業省告示第二十号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第一号の規定に基づき、同号の事業者を次のように指定する。

平成三十年二月二十六日

経済産業大臣　世耕　弘成

番号	名称	住所	市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間
5275	カネ共三友冷蔵株式会社	北海道根室市琴平町三丁目三十八番地	平成三十年一月三十一日から平成三十一年一月三十日まで

○国土交通省告示第二百二十八号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第二条の二第一項の規定に基づき、平成三十年二月二十三日付けをもって、次の国際拠点港湾を同条同項に規定する特定貨物輸入拠点港湾として指定したので、港湾法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十八号）第一条の五の規定により、次のとおり告示する。

平成三十年二月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

輸入ばら積み貨物の種類	国際拠点港湾
石炭	徳山下松港

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南都留郡山中湖村（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおり

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○国土交通省告示第二百二十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

林石倉沢

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域

栃木県芳賀郡茂木町大字林

字東谷　二七四番一一　一号

二七三番二　二号及び十三号

二七〇番　三号

一五七九番　四号

一二五一番一　五号から八号まで

一二五〇番　九号

二七四番一二　十四号

一二五三番　十号から十二号まで

○国土交通省告示第二百三十号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

土口川二号

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から二十号までを順次結んだ線及び標柱一号と二十号を結んだ線に囲まれた土地の区域

石川県珠洲市大谷町

ヤ字　一番一　二十号

二番一一　九号

弐〇字　一四番　五号から七号まで

一五番　十号

一二番　十一号

三番　十二号

二三番乙　十五号

四九番乙　十六号

三三番一　十七号

三三番三　十八号及び十九号

石川県珠洲市馬緤町

イ字　一番一　一号から四号まで、八号、十三号及び十四号

○国土交通省告示第二百三十一号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

宮の谷川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から四号までを順次結んだ線及び標柱一号と四号を結んだ線に囲まれた土地の区域（平成十二年建設省告示第百三十八号で指定した同号二及び平成二十三年国土交通省告示第七百二十一号で指定した同号一に掲げる土地の区域を除く。）

鳥取県西伯郡南部町倭

字大平山　三番一　一号及び二号

字孫谷山　七番　三号及び四号

○国土交通省告示第二百三十二号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

蔵見川

二　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号と二号を結んだ線から塩見川合流点までの区間の河川敷及び道路敷

鳥取県鳥取市福部町南田

字中瀬　二三四番一地先水路敷　一号及び二号

○国土交通省告示第二百三十三号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成三十年二月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

一　(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称

西の谷川

(二)　砂防法第二条の土地の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から三十七号までを順次結んだ線及び標柱一号と三十七号を結んだ線に囲まれた土地の区域

岡山県和気郡和気町田土

字西ノ谷　二一八二番二　一号及び二号

二一八三番　六号

二一八四番　十一号

地先道路敷　三号から五号まで

二一八〇番一　七号、八号、十四号及び十五号

字堂畑　二一七四番　九号、十号及び十三号

字古苗代　二一八六番　十二号

字中道早稲田上　二一八七番一　十六号

字権兵衛地墓下　二一七六番　十七号

字岡ノ本　二一二〇番